

**「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を
改正する規則案」に関する意見募集の結果について**

令和 5 年 9 月 15 日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、令和 5 年 7 月 12 日（水）から令和 5 年 8 月 16 日（水）まで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、本意見募集に対して 14 の団体又は個人から延べ 14 件の御意見が寄せられ、これらの御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえた上で、本日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則」を定め、令和 5 年 9 月 15 日から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げるとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。